

(様式第1号)

平成21年度第4回 芦屋市文化基本条例原案策定委員会 会議録

日 時	平成21年6月24日(水) 17:00~19:00
場 所	市役所北館4階 教育委員会室
出 席 者	委員長 中川 幾郎 副委員長 弘本 由香里 委員 井垣 敏生 委員 平山 京子 委員 金澤 佳代子 委員 神棒 眞一 委員 村上 由起 委員 竹内 恵一 委員 砂田 章吉  教育長 藤原 周三 事務局 社会教育部長 橋本 達広, 文化振興担当課長 細見 正和
事 務 局	社会教育部生涯学習課
会議の公開	公 開
傍聴者数	1人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) (仮称)芦屋市文化基本条例原案について
- (4) 次回の策定委員会について
- (5) その他
- (6) 閉会

2 審議経過

<開会>

(中川委員長) それでは、始めさせていただきます。芦屋市文化基本条例原案策定委員会の第4回の会議を開催させていただきます。今回は、条例の前文について事務局からとりまとめ案が出ておりますので、皆様方のご検討に付したいと思っております。それについて共通認識をはかり、再修正案にもちこみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。次第に入ります前に、本日の傍聴者はおられますね。

(事務局) 一名、教育委員長が来られています。

(中川委員長) それでは、議事に入ります。次第3、(仮称)芦屋市文化基本条例原案について協議に入ります。事務局さんご説明いただけますでしょうか。

(事務局) 前回から委員の皆様から前文の案をいただいたわけですがけれども、事務局としてまとめまして協議した結果、配らせていただいているような文案で提出をさせていただきました。皆様方のご指摘いただいている分を十

分には取り込めていないとは感じてはおりますが、最終、色々検討した中で、このような原案を出させていただきました。事務局といたしましても前文につきましては、分量的には、これくらいがふさわしいのではと考えています。文言につきましては、またご指摘いただけたらと思っております。

それから、前に委員長からもご指摘いただいていた国際文化住宅都市建設法の文言につきましては、芦屋市の場合、条例の中で前文のある条例というのはあまり多くなく、芦屋国際文化住宅都市建設法を前文に記載している条例は2本あり、それは芦屋市生活環境保全のための建築の規制に関する条例と、芦屋市の住みよいまちづくりに関する条例ですが、文化基本条例の方には、それを入れることにはどうかなということに迷っております。

それから、資料として配りました10市の条例の中で奈良市の部分につきましては「国際文化観光都市」という形で記載がされております。それから、お手元に国土交通省の関係の建設法の法律が10以上あるということで国土交通省のホームページの資料を参考に付けさせていただいております。内容につきましては、街路事業、下水道事業、都市区画整理事業、公園事業で、このような内容についての報告書ということになっております。その他、広報をお配りしておりますのは、総合計画を市の方で現在作っております、2ページ目ですけれども、「どんな活動がしたいですか」という文化そのものに対する質問ということではないと思うのですが、「してみたい活動」に触れていまして、参考に配らせていただきました。以上でございます。

(中川委員長) 前文についてはちょっと読んでみましょうか。

(仮称) 芦屋市文化基本条例原案、前文

「大阪と神戸のほぼ中間に位置する芦屋市は、温暖な気候にはぐくまれ、南は大阪湾を臨み、六甲山の四季折々に移り変わる景色や、南に緩やかに傾斜する地形は、大阪湾へ流れる芦屋川と宮川や海の水辺を形成し、自然の恵みと美しいまち並みを有する都市です。

歴史的には、芦屋の地名は古く、8世紀の万葉集に記載をみることができ、都から九州大宰府へと通ずる大官道である山陽道はこの地を通過し、東西の政治・経済・文化と深く関わってきました。

近代に入ると、今日の基盤となるべき鉄道の発達や道路が整備され、農漁業を中心とした村は、郊外の住宅地として閑静な住宅や別荘地に移り変わり、急速な西洋文化の浸透と相まって、芦屋文化ともいえるべき異彩な市民文化や芸術文化が発展し、その価値と特色を国内外に広く知られるところとなっています。

このような歴史、風土、文化は今日まで受け継がれ、芦屋は、市民、事業者及び市の協働により、国際文化住宅都市として発展し、都市空間全体にわたる独自の文化風土を形成し、芸術文化を含めて成熟した生活文化を築いてきました。

自然環境や景観、さらに先人が築いてきた洗練された生活文化を大切に守り、発展させ、何よりも文化の担い手と推進者である市民を誇りに想い、芦屋の文化を創造・発展させ、次世代に承継していくことは、私たち市民の

変わらない願いです。

市民一人一人が身近に文化に触れ、また、楽しむことをとおして、人との心のつながりや、歴史や伝統、環境とのつながりを尊重し、文化活動が活発に行われ、心の豊かさと生きがいを実感できる創造性あふれる市民生活の実現に寄与することを決意し、この条例を制定します。」

これについて早速ご意見を賜っていきたいと思います。村上委員さんどうぞ。

(村上委員) 聞かせていただくと、だいぶ前回皆さんが持ち寄ってくださったものを良くまとめているなどは感じたんですけども、1, 2点気になったことをお伺いしたいと思います。上から3行目の「芦屋川と宮川や海の水辺を形成し、」芦屋川と宮川は固有名詞を言っているのですが、海の水辺のところでは芦屋浜は使えなかったのでしょうか。その下の歴史のところでは、「大官道」というのはよく理解できませんでした。わざわざこれを入れる必要があるのでしょうか。「都から九州大宰府へと通じる」これも、大宰府というのはわかるんですけども、今の文化基本条例の前文で九州大宰府というのがいるのかなと思いました。都というのは京都のことですよ。歴史のことを言っている部分なのでいいとは思いますが、知らない方が読んだらちょっと難しいと感じると思いました。もっと整理して、都から通ずる山陽道が、でもよかったと、ここだけなぜ詳しくしたのかと思いました。

もっと下の行で、「近代に入ると」という段落で、「芦屋文化ともいうべき」というところで、芦屋文化というところは色々前回も論議されていたんですけども、特異なものとして入れたのならかぎ括弧にするなどして、強調してもいいのではないかと思います。

下から6行目のところで、自然環境のことを言っているところで、「文化の担い手と推進者である市民を誇りに想い」ここで市民を誇りに想うのはだれなのか。その後の文の終わりが「私たち市民の変わらない願いです。」となっていて、その前に「市民を誇りに想い」というのは市民が市民を誇りに想っているのでしょうか、という疑問があるので、もちろん市民を誇りに想うことは、前回私も話したように、市民こそが芦屋らしさだと思っているので入れていただきたいとは思いますが、主語が少し分からないと思いました。気になったところは以上です。

(中川委員長) はい。分かりました。一通りいきましょう。それでは、神棒委員さん。

(神棒委員) 特に文面については発言をするつもりはないんですが、今日本がこれから30年どういうふうに変っていくか。ヨーロッパ的な今芦屋がもっているような、落ち着いた美しさということではなしに、もっと、森とか海とかを使った非常にエコ的な社会基盤をどうやってつくるかというような感じにいつているように思うのです。ですから、私が申し上げたいのは、非常に我々市民は誇りに思っているし、かなり満足度が高いということだろうと思うのですが、私から言わせると、はるかヨーロッパに追いつかない部分がいっぱいあると。例えば、景観的に看板が色々な色であるとか、言いたいことはいくらでもあると。こういう意味からすると、どういう方向に皆さんの目的が向かっているかということが分からないだけ

に、自己満足だけでいいのかなという気がします。ただ、それを文化基本条例で言ったところでどうしようもないので私の個人的な意見として、できれば30年後今の赤ちゃんたちが育った時に、芦屋の市が今より良いまちであって欲しいという希望を申し上げてそれだけ意見として述べさせていただきます。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。では、平山委員さんお願いします。

(平山委員) 前回皆さんが言われたことが十分盛り込まれていると思います。ちょっと一つ気になるのが、芦屋の特色として「生活文化」「成熟した」あるいは「洗練された」という、それが外せないのは分かりますしそれが一番重要なのですが、そういった生活文化を育む入れ物としての空間的なまちには、文化が浸透している、文化が育まれているまちには人も惹きつけられるし、それにともなって技術も起こるし、それがこれまでの伝統文化の再発見、再評価を通じて再構成して新しい産業、経済的な価値を生み出すんじゃないかというようなことが芦屋ルネッサンスに書かれていたと思うのです。

私も都市計画関連の方の仕事をしていますので、一人ひとりの市民が担って共に豊かな文化を通じて市民生活を充実させていくことに寄与するようというところで終わって欲しくないなと。前の村上さんの最初の文章で、「芦屋だからこそ可能なライフスタイルの経験としての価値を、経済的価値と両輪で育てていくことが重要で、それは都市や生活に根ざした新たな産業創出の資源としてとらえることができます。」これはたぶん芦屋ルネッサンスにも同じところがあったと思うのですけれども、もう少し発展的な今後の芦屋の文化が寄与する面も最後の文章に取り入れたいなと思います。

(村上委員) 私も芦屋ルネッサンスの良かったところをそのまま使わせていただいたんです。

(中川委員長) 井垣先生はもうちょっと後の方でまとめていただいて、今度は金澤委員さんどうぞ。

(金澤委員) 前文というのがどういう役割があるのかよく分かりませんが、この前も教育長がおっしゃったように、教育は別にとおっしゃいましたから、ちょっと分かりませんが、これからの日本の中心の芦屋としては、先ほどおっしゃいましたけれど、環境と教育という言葉は絶対の基盤になって、すべてそこから始まっていくと思うので、その決意みたいなものが強くあれば印象的になるのではないかなと思います。環境がこれだけ破壊されて人間も病んでしまったので、その環境を取り戻すための植樹だとか根本的な改革というか人の意識の改革も含めて、具体的な木を植えるとか色々な環境を元に戻すことと人間の教育ですね。

(中川委員長) それでは、順番に竹内委員お願いいたします。

(竹内委員) どうしても最初に気がついたのは、大官道はいらんかなということと、最初の4行ですけれども、「有する都市です。」というふうに終わっているのですけれども、井垣委員の文章を見ておりますとずっと流れていくように書かれているのですけれども、この文章はここで切れておられます。今先ほど村上委員がおっしゃいました芦屋浜は入れられなかったのかというところで、そのところは昔でしたら芦屋浜で書けたかなと。ただ、今は浜

辺がない。親水公園とかそういうのはあるんですけども。芦屋自身が国際文化住宅都市である。それぞれ小さな文化は根付いている。ですけども、そこに新たに大きなイベントというのはこないし、今住んでおられる市民の方々がそれぞれ今のまち並みを形成されてきたのではないかなと。その中で、今後、より良く今の状況を守りながら、さらに、一人ひとりが生き生きと生きるための文化、そういうものが今後つくられていくべきだという形になるのかと思っています。ですから、前文としてはこの程度でいいのかなと思っています。ただちょっとつながりが最初の方で切れているのが奇異に映るなあと思いました。

(中川委員長) はい、ありがとうございます。では、砂田委員。

(砂田委員) 竹内委員と、かぶってしまうのですが、はじめのころの芦屋川、宮川のつながりの語呂が少しひっかかったのと、後、山陽道といたしたら具体的に芦屋のどのあたりを通過していたのでしょうか。

(藤原教育長) 地図によると、もうちょっと上をビューっと通っていたのです。

(砂田委員) 西国街道とはまた別物ですか。

(村上委員) 春日町から打出小槌町、宮塚町を通っているのは何ですか。

(藤原教育長) それは、西国街道ですね。じゃないです。

(砂田委員) というのは、芦屋のまちの話をしていて西国街道というのはよく市民の方からの話でも出てくるんですが、山陽道というのはあまり話しの中で出てこないの、今まで芦屋のまちの話をするなかで山陽道という言葉は出てきていなかったの、今までの話しと違うのかなと感じています。それから、もう一つは「近代に入ると」のフレーズの段落のところですが、近代の時代のことを言っているのですが、個人的な趣味の言葉になるんですけども、芦屋だけが阪神間モダニズムというわけではないのですが、私は阪神間モダニズムという言葉が近代の時代の言葉の中で好きなもので、条例の中にカタカナが合うのか分かりませんが、阪神間モダニズムを支えた一番手は芦屋ではなかったかなという自負がありますので、もしそういう言葉が使うことができるのであれば使えたらなと感じた、そんなところですよ。

(中川委員長) はい、ありがとうございます。それでは、井垣委員お願いします。

(井垣委員) 皆さんが言っておられる第二フレーズのことですが、単なるいわば通過地点だったんですね。これによって特異な文化が形成されてきたとか、著名な人が出てきたとかそういう歴史的なことはあまりないように思います。だから、万葉集に出てくるという意味ではそうかもしれませんが、これ以上に発展する、どこかに展開するフレーズとしての位置づけができるのかなという気がいたします。むしろ、明治の頃までは徳川領としてそれほど発展したまちではなかった。明治の後半から大正にかけて、この風土をイギリスの人たちが気に入ってというような形で発展してきた、それが明治、大正と続いて、昭和、戦後ああいう法律ができて、あの法律は憲法95条によって住民投票で、芦屋市民が圧倒的多数が支持して、あのような地名の入った法律は市民も投票しないとできないんですよ。そういうような形で市民の人たちがこういう芦屋なんだなという夢をもってあの法律を可決した。そこから発展してきた。次は明治以降の努力の賜物だったわけなんですけどね。その後それに基づいた政策がずっと続けられて

きてこういう芦屋ができてきたということがあるわけで、あんまり8世紀まで遡っていくと、短い文章にしなければいけないと言いながらこの3行を書くことに私は違和感もあるし、それがどうしたの、それが何かにつながっているの、という感じがいたします。だから個々の部分はあえて書かなくても、我々が議論しているのは芦屋の都市空間としての優れた形、自然の風土から生まれてきたんだけれども、人々が気に入って作りあげてきた部分が多いわけですね。芦屋の文化や芸術は基本的にはこの空間の中で発達したものであって、その空間を抜きにして特別な芸術がどうのこうのという話ではないだろうと思うのです。そういう意味では、そんなに古いところまでいかないで、芦屋のこの文化が形成された大正以降ぐらいあたりを少し触れたぐらいでいいのかなという感じはしました。基本的には、文章もかなり練られているし、いいとは思いますが、そこの3行を抜いちゃうとどうなるのかなということはありませんが。

第一フレーズの芦屋川、宮川もありましたが、宮川は、今あんまりあげたくないくらい汚染状態は改善されていないわけですね。海の辺りだけが川らしいけれども、ちょっとあそこは溝ですからね、川とさえ言えるような状況ではないわけで、とてもではないけれどもこういうところに固有名詞をあげて、芦屋の三大景観かのような書き方をすべきなのか、本当に改修する気があるのかと言えば、たぶんそんな気はないと思いますし、書くとなれば芦屋川の源からきているまちで、短いけれども、芦屋の水辺としては一番のものでいいかなという感じがいたします。

(中川委員長) はい、ありがとうございます。これの作業に関しては、弘本副委員長にも目を通していただきたいとお願いをしていたのですが、私の手違いで弘本副委員長とスケジュールが合わなくて弘本副委員長の目を通っておりません。責任はないので、僕と事務局との共同責任です。

今のお話をお聞きしておりますと、前文の第一段落と第二段落はむしろ井垣先生の当初の原案で置き換えたら良いのではないかという気がするんですが、いかがでしょうか。というのは、前文の第一段階は地形とか環境とか。

井垣委員の方は短く、しかもしっかりと書いてくださっているし、芦屋川や宮川とか余分なことを言わなくても済む話にもなりますし。

(事務局) 芦屋川は本流ですけれども、芦屋川を入れて宮川を入れないというのは、気遣いですがけれども、宮川も北部の岩園、大原の方は整備されて、きれいなところになってきている部分もあります。水辺の部分につきまして昔は、ここは西宮まで続く浜辺だったというような写真もありますし、今は埋め立てておりまして、最後の埋め立ての一部に浜辺をつくっている。石も入れて、波も打ち寄せているところがありまして、そのイメージを書いているものです。そういう海と川と山があるという3つ揃うところというのは近辺にあるのですけれども、他市ではそういうところはありませんので、そういうところを強調すべきなのかなということをつけさせていただきました。確かに語呂とか、そこのあたりのところは色々なものを入れたり足したりしておりますので、もう少しかなというところがあります。それと、こういう地形の部分が一番最初にもっていったらいいのかな、真ん

中にいれたらいいのかなというところはありません。

(中川委員長) 地形を最初に入れるというのは大体通り相場ですよね。全体をおさえて、歴史に入り、そして近代史に入りというのが多いパターンですので私は違和感がないのですが、ただ、先ほどの環境の3行半と歴史の3行は芦屋の強みとするところからちょっとそれているかなと思うんですが。

(事務局) それでは、事務局から説明できるところだけ説明させていただいてもいいですか。

(中川委員長) はい。どうぞ。

(事務局) 実は大官道の話も出て、万葉集の話も出たのですが、実は生涯学習課の学芸員にお願いして文章を作りました。これの5倍くらいの文章があるんですが、これを書くともっと難しい話になりますので。たまたま、万葉集に出ている地名が1000年以上も続いているということと、こちらでは引っ張りたくて、これを簡単に読ませていただくと、

「芦屋の地名は古く、8世紀の万葉集に記載をみ、古代には摂津国兔原郡の公的な施設である郡寺や駅、官衙を擁する中枢地です。都から九州大宰府へと通ずる大官道である山陽道はこの地を通過し、東西の政治・経済・文化と深く関わってきました。また、在原業平や阿保親王の往来が伝承にみえ、京文化を直接間接に受容しつつ、中世には瀬戸内海の内海運に恵まれ、さまざまな土地との交流が芽生えてきた所です。

中世悪党の来訪もそれを物語り、南北朝の時代には、楠正成、足利尊氏・直義の著名な古戦場を打出の浜に残し、細川高国・澄元の戦国争乱の要地としてもその遺構を鷹尾山にとどめています。

近世には、西日本の政治拠点、徳川大阪城の全国有数の石切場が拓れ、尼崎藩や江戸幕府の直轄地として、油や綿作の技量をふるった所として活発な農村活動の跡を伝えています。

近代に入ると、今日の基盤とも言うべき阪神モダニズムの中核としてユニークな芸術文化が根をおろし、国際交流を通して、その価値と特色を世界に示してきました。」

一部こういう文章がございまして、地名の芦屋の名というのは「あしのや」という高橋虫麻呂の歌がありまして、明石市では万葉集の柿本人麻呂のことを書かれておりまして、後ろの大官道というのは、おそらく万葉集から出てくる記事からどうしても書かざるをえないその当時の歴史で、山陽道といいますのは他に東海道もあり、五畿七道がありまして、山陽道だけが「大宰府政庁へ行く、京都、奈良からの大路」ということで、後は小路とか中路とかあるのですけれども、それを大官道という形で書かれていて、思っておりまして、これだけを抜き出すとおっしゃっているような意味にもとれることは十分承知していたのですけれども。山陽道というのは実際大路としてあるわけです。そういうことを取り入れたということとございまして。

それから、近代の部分としてモダニズムのことも書いていますけれども、これは事務局としての私の思いですけれども、できるだけカタカナを使わないようにと、意味が全然違ってきてしまう場合がありますのと、よくご存知の方は、分かりますが、突如として出てくると意味が分からない場合もありますので、カタカナ文をなくしたということとあります。

それから、「市民を誇りに想い」の主語ですけれども、また調整させていただきたいと思います。説明できるのは以上です。

(中川委員長) はい。結構です。どちらにしましても盛り込もうとしたら何でもかんでも必要になってくると思いますので、どっか何かあきらめ、削る決断をしないといけない。あれも入れたい、これも入れたいとしたら壮大な2ページにわたる前文になってしまうかもしれませので、その辺をどういうふうに上手くまとめていくか。3行の歴史をもし入れるとするならば、伝統的な文化財政策にすごく重度をかけた条例に印象されるかもしれせんよね。そうでなくて、砂田さんがおっしゃったように、むしろ近代以後の芦屋のところから都市再生がエネルギーをかけていこうというならば、この3行はバツサリあきらめても構わないでしょう。というふうに決断をするかどうかですね。

(藤原教育長) 私は3行を削っても構わない。ただ、今これを入れたのは、芦屋の現代を考えたときに、今、井垣先生がおっしゃったように、近世においてのまちの発展というのはその実態をなしているのですけれども、片やここで挙げたように芦屋の古い歴史は決して忘れてはいけない貴重な存在であると。弥生時代から始まったもの、それから、それ以降も法隆寺の同じ瓦が出てくるくらいの非常に古い歴史がありまして、在原業平等の時代があるものですからここに入れたんだと思うんですが、この近辺でこれだけ古墳が集中している土地というのはいないんであって、そういう意味では古墳も大きなものも歴史のあるものもあるんですけれども、しかし、そんなことを言っていたらそれこそ何ページにもなりますので、この部分は一旦削って地理的な問題とそれから現代の文化というものに一足飛びにいった方がスッキリすると思いますので、それで一度考えていただいて結構かと思えます

(中川委員長) 教育長さんがおっしゃった趣旨をあえて生かすとするならば、芦屋の知名は古くから存在しているとか、この地域には有数の古墳群が存在するとか、並べてしまって、そのような歴史的資産を有する都市ではありません。ひるがえって、近代に入ってから急速にと展開する方法もありますよね。そうしていけば、山陽道の話だとか大官道の話ばかり抜き出すよりもバランスがいいのではないですか。一遍処理してみましょう。抜いたらどうなるか。並べたらどうなるか。僕の提案とするところの7行と井垣先生の原案を第一、第二、第三段落を上手く置き換えた方が流れから考えていいかなと思ったんですが、ここの作業を一遍弘本副委員長のご意見を伺ってみたいと思いますが、いかがでしょうか。

(弘本副委員長) そうですね。井垣委員がおっしゃったようにここで東西を結ぶ主要な土地だったと言うことにそれほど大きな意味は確かになく、それよりもむしろかつて古典の中にも名前が出てきたり、芸能の舞台になったりしていますけれども、というようなかたちで風光明媚というか非常に自然環境が美しい豊かな場所であった、それが長くその状況が続いていたというようなことを環境面の評価として表現にして、歴史の評価については、どちらからという近代以降の歴史のところギョッとスポットを当てていく形の構成にして後半の展開になっていくのかなというふうに思えます。



(中川委員長) はい。ありがとうございます。ということで、もう一度ちょっとチャレンジさせていただくということによろしいでしょうか。今、大筋方向が出たかなと思うことは、前の2段についてはそういう方向で書き換えていこうと。それから、真ん中からお尻にかけて、指摘された問題点だけ申し上げますと、芦屋文化というのをかぎ括弧をつけるべきではないかというご指摘。それから、異彩なということが一般的に通用するのかというご指摘があったと思います。個性的なとか、異彩を放つという言い方もあります。

それから、もう一つは、都市の文化として都市空間全体に市民のもっているセンスとか芸術性とかが生かされていくのではないかと。その都市空間、まちの芦屋らしいというのにも溶け込んでいますよ、ハードにも溶け込んでいますよということをもう少し強めたらいいのではというご意見もありましたね。

もう一つは、未来に向けて子どもたちにもっと素敵な環境になっていくようなというか、今までよりももっとよい芦屋市というような、芦屋市の発展性をもう少し運動論的に書けないかということでした。それから、そのためにも再発見、再評価していくとか、それは芦屋ルネッサンスで言っているのですけれど、再発見、再評価していきますよ、つくり上げていきますよ、つくり直していきますよ、とそういうふうな回転していくようなそういう発展形の書き方ができないかというご意見もあったと思います。

最終段落の決意の部分は、子ども、若者、そこらに残していく。次世代に豊かに渡していく。広がっていくような発展形にならないかというご意見もあったかと思しますので、その点をご考慮いただけたらと思います。

文字の問題ですが、先ほど「異彩」というのが気になったということでしたけれども、「誇りに想う」という場合も「想」という字も思想の「思」なのかこの点は、つまり、学校の教科書の使い方と違っていたらやっぱりまずいので、その辺りを学校の国語の先生に聞いていただけますか。それから、「承継」という言葉も「継承」なのか「承継」なのかこれも気になるなという感じがしました。「とおして」という場合、漢字の「通す」というのをを使うのか、ひらがなの「とおす」を使うのかこれは判断ですよ。

(事務局) これは、文書規定がありまして、「通り」とかいうと通常の「通り」で、「通じて」も漢字ですが、「とおして」という場合は「物を通して」という場合漢字を使うのですが、ここはひらがなではと、そこはまた検討していきます。

(中川委員長) 一つ忘れていました。「文化の担い手と推進者である市民を誇りに想い、」の主語がいったいどこなのか分からないということでしたが、「私たち市民の変わらない願いです。」というところにつながっていくんですが、市民が市民を誇りに想いというのであれば、文化の担い手であり推進者である自らを誇りに想いということになると、そうすると品がない感じがしますね。自分で自分のことを誇りに想いというのは。何よりも、文化の担い手であり推進者である市民のこれまでの達成を誇りに想いというのであればちょっと意味は通じるんですけどもね。ここのところも、ちょっとさわった方がいいかなと思いますね。

- (藤原教育長) あの文章を見ているとね、さまざまな文章が重なっているのです。主語、述語があいまいになっていますから、しかもこの文章全体を誰が書いたのかをもっと明確にしないといけないなという気がするのです。これを読んで、これは、行政が書いたのか、この委員会が書いたのか、市民が書いたのか。考えないとけませんね。
- (中川委員長) やっぱり今生きている市民の思いが中心でしょうね。
- (藤原教育長) 行政は絶対書きませんからね。
- (中川委員長) ということで、弘本副委員長もう一度お願いいたします。
- (弘本副委員長) 少し確認させていただきたいんですけども、歴史のところでは芦屋国際文化住宅都市建設法の話ですね。これを井垣委員のお話などをお聞きしていると、芦屋市を形成していくなかで市民のメンタリティーという面でも環境特性という意味でも非常に重要な役割を果たしているということ認識として、しっかりと位置づけたいというような思いの強さを感じるんですね。一方で、事務局の方は行政的な側面といいますか、ちょっと条例の文章の中に入れるのはどうかというようなことをおっしゃっているようですが。
- (事務局) 井垣先生のようにきっちり書かかれるのであれば意味がわかるのですが、今まで条例に入れている2つの部分と、条例に「その理念を基調として」となっているんですけども、それを思うとその部分と文化がどうなのかなと、いきなり入ってくると分かりづらいので、きっちり書くと長くなるし、そこら辺を、書くのであればきっちり書いた方がいいだろうということで、書きかけていたのですが、意味が通じなくなって外した経緯もありまして、詳しく書かないとわからないということを考えております。
- (中川委員長) はい。そのおっしゃりようはよく分かりますが、ですね、やっぱり国際文化住宅都市建設法の存在は無視しない方がいいのではないのかな。
- (弘本副委員長) 特に後半の方で、「国際文化住宅都市として発展し」というだけ出てくるとそれが何かむしろ分からなくなっていくような気がするのですよね。その背景が見えないと。ですので、入れておいた方がむしろ説明がつく感じはしますけれどもね。
- (橋本社会教育部長) 今日お配りしております国土交通省で各指名が付いている建設法とか色々あるんですけども、どちらかというとなんかハード的なものなんです。文化庁とか言うのだったら文化的なのですが、実際、名前は国際文化と文化が付いているんですけども、どちらかというとなんか国土交通省ですから一つのインフラ整備、都市整備というこちらが主としているというのが今までの実態はそうなんです。これ財政支援なんかも法律であるんですけども、実際は都市整備にかかる財政支援がただけという、例えば、こんな文化的な事業をやりなさいとかいう国の例えば方向性も実態としてないものですから、ほとんどが都市整備というかそういうふうなところで、これから国際文化ということですからハード的なものからソフトというのが大事だというのは分かるのですが、その辺が若干事務局としては、実際、文化的なものを行政としてやってきたのかということと言われた時に辛いものがあるかなと。今までのことですけども。それが気になることです。それを柱にしてやっていくということで、特に特別な建設法に基づいての財政支援は、特に文科省から支援があると

かというようなことはないもので、そういうところがあります。

(中川委員長) お話の主旨は分かります。とは言っても、国際文化住宅都市の指定を受けているということは市民としては誇りでしょ。そんな都市というのはここに並んでいるくらいしかないわけで、一流の資格をもっている都市ですよ。それを市民がもっと知るといふこととか、自覚をもつといふことはもっといいんじゃないでしょうか。ただ、国が専門の道路整備とか言ってみれば戦後復興の一環としてやってきたんで、その政策のパターンの名残がそのままついているわけです。むしろ例えば文化的な都市として、もっと調査しなさいと要求をつきつけてもいいんじゃないでしょうか。ハードだけとちがうでしょうと。そういうなんか思いとかパワーを出してもいいんじゃないかな。

(事務局) それとちょっと変な言い方になるかもしれませんが、ちょうどこの法律ができたときに、原国会議員の提案説明をされたのが残っているのですが、ちょうどその後サンフランシスコ講和条約があって、そういう素地があってそういう法律ができたと思うのですけれども、国際的に外を向いていますよという国としての性格も説明しながら言っている部分もある。それは何も批判的に言っているのではなくて、一応経済復興も含めて新たな部分として出てきている部分もあるので、非常に悩むところではあるのです。事務局としてそういう経過もあり、この建設法を出さないと文化の説明ができないのかなと、ちょっと変な言い方ですが。書きなさいと言われる方もあるかとは思ふ。

(中川委員長) それでしたら、それについては行政側の政策判断に委ねます。トップの判断に委ねます。

(平山委員) あの、いいですか。国際文化住宅都市建設法の目的のところを読ませていただいたんですけれども、「芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、」というような目的が書かれていて、これだけ取り出すとちょっと合わないかと懸念されることは分かるんですが、井垣委員が書かれた前文を読むと、すごくうまく、はまっているんじゃないかなという気がするのです。外国文化が浸透してきて、いわゆる阪神間モダニズム、あれも芦屋が一番最初じゃないのですけれども、それでも引っ張っていく役割だというようなことが、井垣委員の最初の8行が非常にその辺のモダンな芦屋にこの建設法も非常に一枚かっているんだということが上手く盛り込まれているような気がするのです、この前文そのままもってくるのだったらいいんじゃないかなと。逆に。切ったり貼ったりしないで、井垣委員のようなはめ方はどうかなと思うわけですが。

(事務局) あんまり入れますと行数の関係で、どこかを入れるとどこかを削らなければならぬので、そこら辺のことも事務的に。

(弘本副委員長) この行数はでなければいけないということではないですよ。自分でそう思ってやってらっしゃる。

(事務局) だいたい600~700字くらいが一般的で、これくらいだと700字くらいで、入れますと増えていくので、分量的なものも一つ配慮していた

できれば。

(中川委員長) 分かりました。だいたい定数の700程度を目指したと。問題は国際文化住宅都市建設法の記述を入れるか入れないかということですが、当委員会としては入れた方がいいという意見が大勢を占めていると受け止めていただきたい。なおかつ、それを受けて、入れたらややこしい問題があつてかないませんという行政の判断があるのならあえて無理押しはしませんという態度です。我々は入れたって支障ないのではないかと、むしろ市民に法律があるということを知覚してもらって、そんなすごい特別法のもとに存在している自分たちがまちにいるんだというプライドをもってもらうプラスのことになるのではないかと。

(藤原教育長) 入れていただいて結構ですよ。害になるものではありませんし。確かに、この問題は文化住宅という文化という言葉が独立しているのか。文化住宅という言葉がありますが、住宅を文化としているのかというあいまいなところがありますし、法の精神はもう一度考えなければならぬとは思いますが、今としては文化に非常にポイントを置いたように読まれていますので、入れることに一向に差し支えない。入れていただいて結構です。

(中川委員長) ということで、お願いいたします。それでは、大体の方針が出たように思いますので、前文についてはもう一度申し訳ないですが共同作業でお願いしたいと思っております。それでは、次に進んでいいでしょうか。次に条例ですね。条例をどういうふうな項目で出そうかということについて、当初から原案をお出しくださっていますが、概要説明をお願いします。

(事務局) 【(仮称) 芦屋市文化基本条例原案についての概要説明】

(中川委員長) ちょっと待ってください。その調子で最後までご説明くださるんですか。

(事務局) ここだけが重点的なところで、後は簡単に説明させていただきます。

(中川委員長) 十何項目ありますでしょ。全部で14項目ありますね。この調子で説明なさっていたら、時間が足りないですよ。どうしましょう。

(事務局) 後は個別的な政策につきましては、ほとんどがこちらとして要綱とか規則として事務事業のある部分を項目として挙げております。だいたいそのくらいです。あまり見かけないのは、地域に根ざした伝統的な文化の情報の収集というところは、新しい事業ではないかと思っております。以上です。

(中川委員長) 今ご説明いただいたのは、第2の定義のところ、ここが一番大事だと思って、範囲の説明だとか、定義の説明だとかしてくださったのですが、それ以外に第3の基本理念、第4の市民の役割、第5事業者の役割、第6市の責務と役割、第7の文化振興基本計画、第8文化振興に関する基本的施策の1伝統的な文化の保存等、2文化活動を行う機会の充実、3青少年の文化活動の充実、4学校教育における文化活動の充実、5高齢者、障害者等の文化活動の充実、6良好な景観の形成、7国内及び国外との交流、8情報の収集等、9文化活動の場の充実、10文化活動の担い手の育成、以下流れていきます。それから、大きくりの第7、第8でたくさん体系化をしているんですね。これを点検、検討していくわけですが、いかがいたしましょう。これを残りの回数から逆算してブロック割りして集中的に討議していきましょうか。今日は2のところだけ議論して終わりにしますか。

- (事務局) 項目的に文言とかあるいは、前にも申しましたように施策として意見いただいている部分はどういう形で条例の中に取り込めるのかということだと思えるのですけれども。最終的に基本方針なり基本計画を定める場合の基本的な政策をこちらとしては理解しているのですけれども、提言の中身を項目的になおすとこのような形にしておけば後は計画が進みやすくなるのかなと。
- (中川委員長) はい。それでは、全体の構成のご意見を聞かせていただきましょうか。要するに、今後の作業の進め方に関わって聞いているんです。後、何回ぐらいですかね。
- (井垣委員) もう7月、8月で2回ぐらいじゃないですか。
- (中川委員長) 8月にはもう中間報告でしょ。
- (事務局) 7月に1回ぐらいしておけば、パブリックコメント、中間報告に入りますので後2回ぐらいで大枠が、つまればよいということです。
- (中川委員長) そうすると、これをブロック割りしてつめていくのか、やっぱりそれがいいんじゃないかな。
- (藤原教育長) その前に、条例には一つの条例のパターンがあるのですけれども、それはさておいて、こういうアウトラインでいいのかということについて一つご意見をいただきたいのですが。
- (中川委員長) まず、このフレームについてこのような構成でよいかということをお聞きしましょうか。他市とかを参考にされて、それなりに形としてはできているのですけれども、こういう形でいかがかということ一度お聞きしたいと思います。それでは、今度は反対に行政側の委員さんからどうぞ。条例にお慣れになっているでしょうから。
- (砂田委員) ちょっと目次をつくれればよかったですけれども、とりあえず見ているのですが、条例をつくるときの大枠の順番というのがそれなりにあるのですが、だいたいその順番に構成はできているのかなと。ただ、何が余分で、何が抜けているのかなというのはすぐに見きれていないのですけれども。各条項の流れとしたらこういうものかなと思います。
- (中川委員長) はい。竹内委員さん。
- (竹内委員) たぶん10市ぐらいの資料を見ながら書いているので、全体としてはこんな枠になるのかなと思います。目的があって、基本理念がある。その下にそれぞれの役割と計画をつくっていこうということなので、全体の流れとしてはこれでいいと思います。今フレームの話ですから、フレームとしてはこれでいいのかなと思います。
- (中川委員長) はい。それでは、金澤委員さん。
- (金澤委員) 特にありません。
- (中川委員長) それでは、平山委員さん。
- (平山委員) この基本計画の基本的施策の位置づけのレベルがどの程度のことまで言及するのか、このたたき台では分からないのです。例えば、委員長が言われている第三者評価機関というのはこのレベルで出てくる話ではないのですか。
- (中川委員長) たぶん、もし作るとするならば、いくつか方法はあろうと思うのですけれども、基本計画の中に入れるなり、ただそれでは弱いですよ。本当は附属機関のいわゆる専門部会として設けるのが本当は望ましいのだろう

なあと。だから附属機関にもう少し役割を委託ということにならないかなと。

(平山委員) それで、第9の施行期日等の下に附属機関の設置とはじめて出てきますよね。それがなぜここに出るのがちょっとよく分からなくて。

(中川委員長) そうですね。

(平山委員) 計画策定の時って基本計画があって基本施策の体系があって実施計画があってという体系ですよ。例えば私なんかは第三者評価機関に合わせて、市民の望む活動をしていく上での足りない部分を行政が補完していくという、どちらも活動が乖離しないようなインターメディアリー(中間支援組織)的な、媒介的な機関も評価機関も作ればいいのではないかという提案をしたかったけれども、この辺で言う話なのかな。どこで言ったらいいのかなと、それが分からなかったものですから。この時の基本計画、および答申というのがどういう書き方で、その下に施策がすごくいっぱい書いてきているけれども、14個かな、ありますけれども、それがバーっときて、どういうふうに計画の中の方針と施策と対応しているのか良く分かりにくいのと、どこまで具体的な話をしていったらいいのか分からないというのがあります。もちろん言っただけであればそれに合わせます。

(中川委員長) その点について、何か事務局からコメントありそうですね。

(事務局) 附属機関のことだろうと思うのですがけれども、いわゆる附属機関としての諮問する立場と、一般的に言われている評価する担当とが一緒になるとまずいといわれているということがあるわけですがけれども、実際に基本計画、基本方針とか具体的な案があるわけではないですが、それを定める場合、通常であれば市、行政内部で作ればいいわけですが、いわゆる附属機関を設けて市民委員の方も、外部委員の方も含めてそこで意見を求める、というような形に基本計画の段階から定めているということです。

(平山委員) そうしたら、何かこう第7の文化振興基本計画という中で触れられている3の芦屋市文化振興審議会というこの記述。

(事務局) そうです。それで、調査、審議するような形のものであれば附属機関として定めないといけない。条例に設けなければならないということがございまして、これが諮問事項等にあたる場合につきましては、附属機関を定めなければならない。

(平山委員) これは基本計画を定めるものしか、ここには書かれていないわけですよ。

(事務局) そうです。計画を定める段階で、外部機関に意見を求める形で、外の意見を入れるという形に構成がなっている。

(平山委員) わかりましたけれど、それでは言い尽くされていないような感じがします。

(事務局) 今回がはじめてですので、新たに審議会だけでなく、基本計画又は基本方針を策定する委員会を条例が施行されると、また新たに設けないといけないと思います。その基本計画を審議会で意見を得ていくという進め方になると考えております。

(中川委員長) だから、審議会の専門部会を設けることも別におかしくないし、アップデートな臨時設置の委員会として要綱で設置することを考えてもいいし、という、それはまだ決まっていないということですよ。

- (事務局) それはそうです。専門部会を設けることはまだ正式には決まっています。例えば、他市の場合は、審議会の中に一部の部会を設けてそこで計画の原案を作ってもらおうというような取り組みをされていると聞いています。それは色々な方式、持ち方がございますので。
- (中川委員長) だから、条例の中での話しとは別にして、中間報告かなんかのところで、そういう評価できるような機関を、うちとしては設けるべきだという提案を出せばいいわけでしょう。そういうことでしょう。中間報告出すわけでしょう。パブリックコメントを出す前に。条例原案には書いていないけれども、そういう意見があったということを明記しておいてください。
- (事務局) そういう意見は、はい。
- (中川委員長) そういうことでしょう。条例に書いていないから、設けないというわけではないでしょう。そういう意味に理解してください。なんでも条例に書いて解決しようとする、すごくガチガチになってしまうということ。
- (平山委員) はい。分かりました。
- (中川委員長) それでは、神棒委員。
- (神棒委員) 条例をどうするかということは、なかなか知恵のまわらないところでして、基本的には、これだけ価値観が揺らいでいる中で、市民とか市長とか市議会が一生懸命良い方向にもっていかうとしている決意が伝わるような条例の表現にしていきたい。つまり、芦屋とは違って他の地域では行政に対する不審が極まっているので、極まっているという認識で動いている人がほとんどですから、そのような中で、芦屋はなんとか体制を整えようとしているんだという熱意が伝わるような、読んで分かるような条例を作りたいというふうに思います。非常に抽象的ですけども。
- (中川委員長) ありがとうございます。では、村上委員さん。
- (村上委員) フレームとしては網羅されているんじゃないかと思いました。個別にはゆっくりやる時間があると思うんですが、気になったのは、今、平山委員がおっしゃった評価機関をつくるということについて私も同様な意見をもっていました。それが話し合われていたもので、評価機関が必要かなと思ったのと、「第6市の責務と役割」というところに関して、「財政上の措置を講じるように努めるものとする」ということで、どの程度市が財政上保障してくれるのか。「学校教育における文化活動の充実」のここに書かれているのはそのとおりですが、ここに芦屋らしさが出ないかなと思いました。だいたい、それくらいです。
- (中川委員長) これは、「努めるものとする」ということに対する答えはすぐに出ますよね。努力規定で、義務規定ではないのです。がんばりますと。
- (村上委員) 評価機関が必要と言ったことに関連するんですが、今まで経済的な評価ばかり、経済的効率ばかり優先されてきて、文化的なものは経済効率が悪いから削除されてきた経緯があるので、そうすると専門部会が何をもって評価するのかということに関わってきますし、「努めるものとする」、お金がない時はだめよというのであれば、この条例を作る意味がどこにあるのかなと、ガチガチにすべきじゃないと思うのですけれども、作ったからいいよというもので終わらせたくないなと思っています。「努めるものとする」だったら、評価機関がどのように評価するのか、評価機関をどの

ようにきっちり作るのかなということになるかなと思いました。

(中川委員長) はい。おっしゃっている意味は分かります。ちょっと前回委員会で僕が発言した「評価」について誤解を招くかも知れませんので、きちっと説明しますが、僕が言った「評価」とは、仕事、つまり役所がやったださる事業とか市民と一緒にやるとある事業とかありますが、それが本当に当初願ったとおりの理念に基づく効果が出たかどうかという評価です。だから経済性の評価とかあるいはパフォーマンスの評価とかだけではなくて、経営学で言うアウトカム、達成された成果とはいったい何だったのか。その結果、どういう社会変化が起こっているの、ということという評価です。

(村上委員) それは分かっています。芦屋ルネッサンスでもそのこと、アウトカム評価のことも書かれているので、そのことだと理解しているんですけども、評価機関がなければ、「努めるものとする」ということで、今までのように流れていってそのままにならないかなということがありますので。

(中川委員長) その歯止めが審議会。今までなかったんです。これ存在しないんです。今、審議会に諮ってくださいよ、予算も、決算も報告を聞きますよというのは当然だと思います。それと、その年間に行われた文化事業全部に関して総括して報告をもらって、逆に検索もできるのです。諮問事項に対する答申を返すだけではなくて、審議会というのは建議もできますから、それが、審議会。ただ、個別の芸術に関してまで評価を求められた時は、専門部会をもたないと答えられませんよということです。そういう専門家ではない方もいらっしゃるからね。はい、以上です。では、井垣先生。

(井垣委員) 今委員長が言われたように、予算から決算まですべてが審議会にかけられるというのであれば、第7条の3にはそうは書かれていないんですね。「意見を聞かなければならない。」と書いているだけであってね。それに投じた予算がどうで、その使い道がどうで、その結果が役に立ったのか、立たなかったのか、というような評価をする委員会とはなっていない。もしそれができるといえるのであれば、条文をはっきりそのようにしていただかないと、また評価委員会を別に作りましょうかということになるのでね。我々が議論しているのは、どういう計画を立てるかという審議や意見をつのるにしても、どこかで意見を集約して提言すると。そういうことをまとめて基本計画が伝えられて、実施される過程もある程度その審議会で見聞を言える。今年上手いかなかったから来年度は是非とも上手くやろうとかね。あるいは新しい計画を立てることもあるわけじゃないですか。そういうことを受け止められる市民側の委員会とかそういうものが主旨だと。その主旨が伝わっているのであれば、条文上の表現を改めていただきたいということですね。

それからですね、大体はいいのですけれども、第一の目的のところはね、前文で色々議論された目的が、芦屋が都市空間全体としての文化度を大事にしているとしている部分が、あまりこの目的のところに見られないんですよ。要するに、芸術文化の条例のあちこちに書かれているもののエッセンス的なものをまとめただけという感じがして、都市空間としての芦屋文化の価値のところはね、文化ということの定義が第2で出てくるんでややこしいんですが、文化の中に景観を入れておられるのは分かりますけれど



も、この文章を見ると、むしろ芸術的な部分に文化の目的を見ていて、前文との乖離を感じます。それから前文からいったことが収斂するのであれば、それに合わせた目的の部分も書き直しを考えていただきたい。

第3の基本理念のところには、かなり今まで前文で議論した形が活かされているのでこちらの方はいいかなという感じがしますが、目的のところはちょっとかなという気がします。

それから、定義規定のところをこんなに項目を分けて作るのかなという感じがしますが、さっきちょっと言われたように、少し自分で考えてみてもいいかなという、あまり厳密にすべき話でもないという感想があります。

後はですね。第8の部分が非常に長いのですよね。他市を見てもこんなに14項目も書かれているのはほとんどない。大都市は別ですけども。もうちょっとコンパクトにまとめられないかという感じはしていますが。具体的に書いていた方が、たぶん市民がこの条例を元にして議会に要請するというふうになった時に、具体的に書いていた方が市民は使いやすいというのがあるのですけれどね。共通している部分もあるような感じもしますが、まだ十分に検討できていない部分もあるので。7、8項目くらいに整理できたらいいのかなという気がします。

(中川委員長) 今、井垣先生がおっしゃったことを受けて、文化政策を、基本的施策を1番から14番まで条例に規定してしまうことによって、逆にこれ以外に手出しができない。広げていけない、あるいは組み換えができない、体系変更ができないという可能性が出てくるわけでしょう。その辺も考えた方がいいんじゃないかなという気はするんですよね。

良いなと思うのは高齢者、障害者なども目を利かせて、青少年もちゃんと入れてくださっているのは高く買うんですけれども、これ以外は文化政策とちがいますよというふうになりかねない。逆に言うと。細かくやっちゃうと。そういう気もするんですよね。奈良市の文化振興条例は1号から18何号まで書かれているのは、議会の方の要望で入ったといういきさつがあって、行政側の方は望んでなかったんです。協議した結果ズラッと入ってしまった。奈良市は加工修正を加えたという程度なんですけど、それがために文化政策が条例の枠の中にはめ込まれてしまうという弱みもあってですね。もう少し当局の展開が楽になるような明石市的な書き方もあるし、そういう方法を考えられてはいかがでしょうか。

(事務局) ちょっとよろしいでしょうか。

(中川委員長) はい。

(事務局) 明石市は新しい条例ですけども、いわゆる景観条例を作られて、環境条例ができていたのでその項目の中からは、省きますよということで整理されていること、基本施策は5つしかないです。けれども、「学校教育における文化活動」は、教育基本法等などが既に改正されて、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す」教育ということも記載されている。そういうところで整理をされた市は他に知らないのですけれども、明石市などはそのような形で整理されて、項目が減っていると思います。そういう整理は当然あるかと思いますが。

基本的施策をたくさん挙げておりますのは、現行の規則などにあるものはともかくなんですけども、1か2新しいというのがありますけれども、

色々な規則，補助要綱とか施策自身はわずかな場合もありますけれども，文化基本条例の項目に挙がっているものは，市の場合は，施策かあるということであくさんになっている。

(中川委員長) はい。分かりました。その言葉を引き取って言いますと，現在やっている市の施策と対応しやすい分類にはしてあるんだということですね。ということのようです。

それから，審議会の規定が最後の第9になっているのはなんでなんでしょうかね。芦屋市はこんな入れ方ですか。

(事務局) 第9の一番後ろになっている。これは，以前は条例の中で附属機関を設置する条文に入れていましたが，附属機関とその他の機関と非常にあいまいだと，ということが過去にあったもので，芦屋市の場合は，附属機関の設置に関する条例を別に一本を作っているのです。そのために，附属機関の条例を附則で改正する条項を記載しています。

(中川委員長) なるほど，そういうことですか。今おっしゃった意味はね。何もおまけでつけているんではありませんと。そうではなくて，芦屋市の執行機関に関する附属機関の本来の条例があって，そこに一覧表に全部入れなければならないと。それに入れてもらうためには，一番後ろの附則のところで改正をやって本来の法を変えてもらうということだそうですね。そやけど，審議会の役割とか権限を詳しく書こうと思ったら，その改正だけでは足りないでしょう。

(事務局) 大体，本体の条例を制定する場合は，規則としてまた正式には出てきません。

(中川委員長) 例えば，文化の振興に関する重要事項につき，市長の諮問及び審議で調査し，ということを書かずに，市長の諮問事項の中に予算，決算が含まれるんだという解釈をどこで盛り込むかですね。

(事務局) 通常は予算，決算までは入ってこないというふうに思っています。

(中川委員長) それでは，予算，決算は外したとしても，政策の評価とか審議というのはいったいどういう形でやったらいいかということを出してもらいたいですね。

(事務局) 今色々な形で事務事業評価ということは行われております。

(中川委員長) 違う，違う。事務事業評価のレベルではないんです。政策評価です。

(事務局) そうですから，そこら辺の観点が十分今の現行の部分でまかないきれんのかどうかということ。それと，当然この基本計画をあらかじめ審議会の方に出てきますので，それはそちらの方でも，きちっとした基本計画が出ますとチェックが当然入ってくる形になります。

(中川委員長) それらも含めて，次回もう少し詳しく議論しましょう。ですから，今ご指摘いただきました，第1条の書き方，目的ですね。これは前文を反映した形にちょっと直した方がいいということと，それから第2条の定義については，ちょっとご議論いただきたいと思っているんですよ。どれだけ入れたらいいのか，何でも入れたらいいということではないです。この前確認したのは，スポーツは外しましょうということでした。芦屋的に対応した定義になるかどうかをみていただきたい。これは文化芸術振興基本法の範囲をそのまま扱っているんですけども，それプラスという感じでやっていきましょう。以下第3の基本理念を書いたところも含めて，

もう一度みなさんのご論議をいただいて、進めたいと思います。では、弘本副委員長。

(弘本副委員長) 皆さんから貴重な意見が出ていますので、それ程たくさんお話しさせていただくことはないんですけども、井垣委員の方から目的の方に前文の意図も十分に反映していくべきだというお話があったんですけども、目的の方でかなりそこが汲み取れれば、基本理念の方は本当に原則的な話でもいいのかなとは思いますが、基本理念の方にもう少し芦屋色を加えていくというやり方もあるのかなと思います。そこら辺をどちらにウエイトをおくかということですね。考えてみてもいいんじゃないかなと。前回の議事録を拝見すると、かなり理念に関わることについて議論されているように思いますので、せっかく出てきたご意見を上手く反映させていく。特に次世代育成とかそういったようなところとか、芦屋ならではの都市文化の特性というところに相当皆さん力点を置いて議論をされているので、その辺を検討してもいいかなというふうに思いました。

それから、先ほどご指摘がありましたけれども、施策の枠組みのところは見てみると長いですね。おそらく事務局は色々なことを考えて事例なども参考にされながらできるだけ漏れのないようにというふうにご配慮いただいているように思うんですけども、字面だけを見ていると「文化活動の場の充実」とか「文化活動に対する支援」とか「文化活動の普及啓発」とかこういうものの違いがもう一つ良く分からないかなという気はするんですね。もうちょっと全体に枠組みをシンプルにすることができれば、中川委員長がおっしゃっていたような、漏れているものが排除されていくというようなことがなく、柔軟な枠組みになるのかなという気がしました。

(中川委員長) それでは、そろそろ時間が迫ってまいりましたので、この議論はこの程度で一段落させていただきまして、次回ですね、もう一回7月にさせていただきたいということでしたので日程の調整をさせていただきたいと思います。

時間的には皆さん晩でもよろしいですかね。7月10日18時からということでもよろしいでしょうか。

それでは、皆さん今日のフレームをもう一遍読んでいただいて、ご意見をちょっとまとめて出していただけるようお願いいたします。

(事務局) 8月上旬か7月下旬でもう一回できたらというのがありますが。かたまればいいのですが。

(平山委員) やる内容もちょっと。これが終わればいいんですか。

(中川委員長) フレームはだいたいご承知いただいたと思うので、そのフレームについて個々に意見があれば。

(平山委員) 宿題はこれで、それで検討課題は終わるということですね。

(中川委員長) 8月にもう一回ということですが、7月下旬でお願いします。

(平山委員) 夕方でしょうか。

(中川委員長) 当然、晩をお願いしたいと思います。それでは7月27日18時からでいかがですか。では、それでお願いたします。本日の会議は終了します。

< 閉会 >